

平成 20 年 11 月 28 日

投資信託および個人年金保険の新商品の追加について

足利銀行(頭取 藤沢 智)は、お客さまの多様化する資金運用ニーズにお応えするため、平成 20 年 12 月 1 日(月)より、新たに投資信託 1 商品(ニッセイアセットマネジメント「スリーポイント」)、個人年金保険 1 商品(T & D フィナンシャル生命「ファイブテン」)の取扱いを開始いたします。

今後もお客さまのニーズにお応えするため、品揃えの充実をはかってまいります。

記

1. 投資信託

ファンド名	ニッセイ高金利国債ファンド 【愛称：スリーポイント】
商品分類	追加型株式投資信託／バランス型
特 徴	・ 信用力が高い先進国の国債などが投資対象 ・ 相対的に金利水準が高い 3 カ国程度の国債などに投資 ・ 毎月の分配を目指します
投信会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社

2. 個人年金保険

商品名	無配当変額個人年金保険(年金原資保証・IV型) 【販売名称：ファイブテン】
商品分類	変額個人年金保険
特 徴	・ 運用期間は、5 年と 10 年より選択可能 ・ 年金原資および死亡給付金額は一時払保険料を最低保証 ・ 契約初期費用が控除されず、一時払保険料と同額から運用開始
保険会社	T & D フィナンシャル生命保険株式会社

3. 取扱店

当行本支店

※一部お取り扱いできない店舗があります。

以上

商品の詳細につきましては、次ページに記載しております。



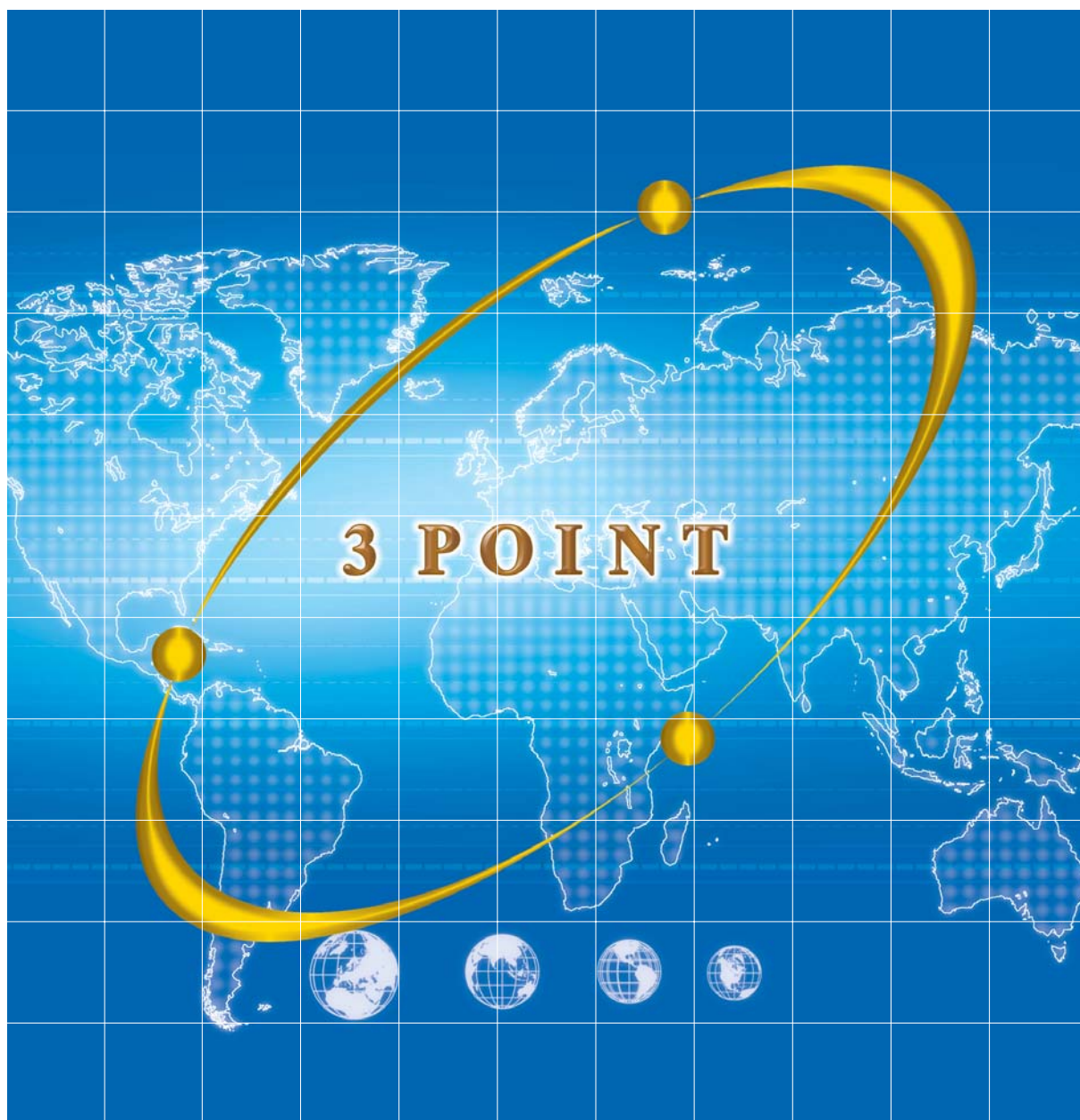
NISSAY
ASSET MANAGEMENT

ニッセイ 高金利国債券ファンド

追加型株式投資信託／バランス型

(愛称) **スリーポイント**

販売用資料
2008.12



投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果(損益)はすべて投資家の皆様のものとなります。元本および分配金が保証された商品ではありません。

目論見書のご請求・お申込は



商号等: 株式会社足利銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号
加入協会: 日本証券業協会

設定・運用は



ニッセイアセットマネジメント株式会社

3 POINT

ファンドの特色

- 信用力が高い先進国の国債などに分散投資します。
- 相対的に金利水準が高い3カ国程度の国債などに投資を行います。
- 毎月の分配を目指します。
- 原則として為替ヘッジ^{※1}は行いません。

※1 為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

ファンドのリスク

当ファンドは主に外国の債券を実質的な投資対象としており、基準価額は、組入れた債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割込むおそれがあります。

※ご投資に当たっては、お申込手数料、信託報酬等の費用がかかります。詳しくは、最終ページ「お客様にご負担いただく費用について」をご覧ください。

1. 信用力が高い先進国の国債などに分散投資します。

- シティグループ世界国債インデックス^{※2}（除く日本）に採用されているAA格相当以上^{※3}の格付が付与された先進国の国債などを主な投資対象とします。

※2 シティグループ世界国債インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券指数で、著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。

※3 自国通貨建長期債務格付です。

債券の格付について

信用力 ↑高 ↓低	Moody's		投資対象	S&P		投資適格債
	Aaa	Aa1		AAA	AA+	
	Aa	Aa2	投資対象	AA	AA	投資適格債
		Aa3			AA-	
	A	A1		A	A+	
		A2	投資対象		A	投資適格債
		A3			A-	
	Baa	Baa1		BBB	BBB+	
		Baa2	投資対象		BBB	投資適格債
		Baa3			BBB-	
	Ba	Ba1		BB	BB+	
		Ba2	投資対象		BB	投資適格債
		Ba3			BB-	
	B	B1		B	B+	
		B2	投資対象		B	投資適格債
		B3			B-	
	Caa	Caa1		CCC	CCC+	
		Caa2	投資対象		CCC	投資適格債
		Caa3			CCC-	
	Ca			CC		
	C			C		

主要投資対象国の国債の格付（2008年9月末現在）

国名	Moody's	S&P
アイルランド	Aaa	AAA
アメリカ	Aaa	AAA
イギリス	Aaa	AAA
イタリア	Aa2	A+
オーストラリア	Aaa	AAA
オーストリア	Aaa	AAA
オランダ	Aaa	AAA
カナダ	Aaa	AAA
シンガポール	Aaa	AAA
スイス	Aaa	AAA
スウェーデン	Aaa	AAA
スペイン	Aaa	AAA
デンマーク	Aaa	AAA
ドイツ	Aaa	AAA
ノルウェー	Aaa	AAA
フィンランド	Aaa	AAA
フランス	Aaa	AAA
ベルギー	Aa1	AA+
ポルトガル	Aa2	AA-
(ご参考) 日本	Aa3	AA

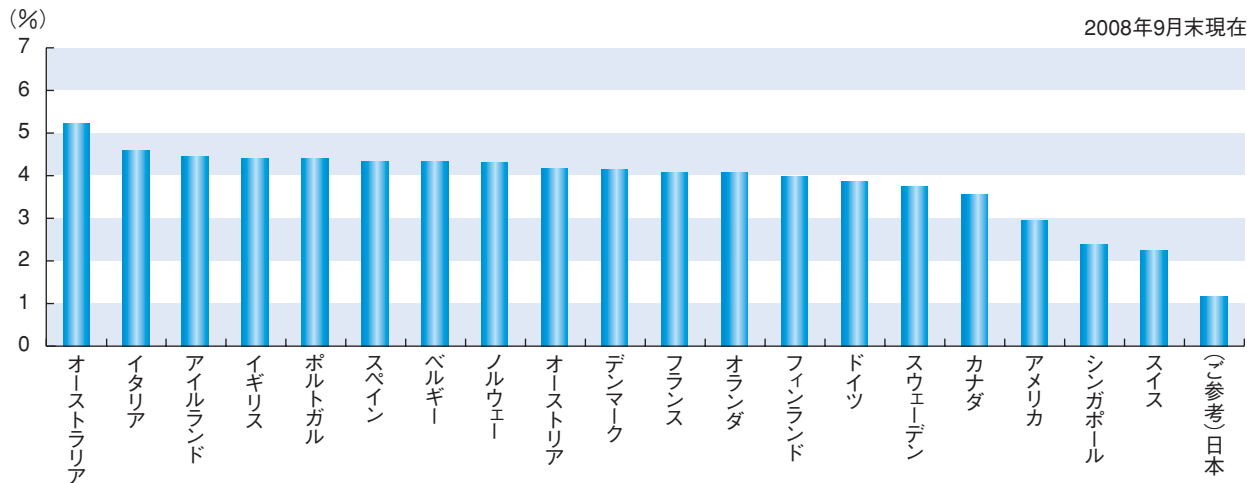
出所) Moody's, S&P、ブルームバーグ

※自国通貨建長期債務格付です。格付は、今後変更されることがあり、将来の運用成果等を予想および保証するものではありません。

2. 相対的に金利水準が高い3カ国程度の国債などに投資を行います。

- 主として、シティグループ世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国のうち、相対的に金利水準が高い3カ国程度の国債などに投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保を目指します。

主要投資対象国の金利水準（最終利回り）



出所) シティグループ

※上記は2008年9月末現在のシティグループ世界国債インデックスの各国インデックスの最終利回りです。将来の運用成果等を予想および保証するものではありません。

- 各国の投資比率は、流動性、信用力、金利の方向性等を基に総合的に判断して決定します。
- 金利水準の高い国が入替わった場合には、組入国の入替えを行い、常に相対的に金利水準が高い国の国債などへの投資配分を高位に保つことを目指します。
- ただし、流動性、信用力、金利の方向性等を基に総合的に判断したうえで最終的な組入国の決定を行います。

主要投資対象国の金利水準（最終利回り）の変遷

	2000年末	2001年末	2002年末	2003年末	2004年末	2005年末	2006年末	2007年末
1位	ノルウェー 6.1%	ノルウェー 6.0%	ノルウェー 5.4%	オーストラリア 5.5%	オーストラリア 5.2%	オーストラリア 5.2%	オーストラリア 6.0%	オーストラリア 6.6%
2位	カナダ 5.4%	オーストラリア 5.5%	オーストラリア 4.9%	イギリス 4.7%	イギリス 4.5%	アメリカ 4.5%	アメリカ 4.9%	ノルウェー 4.6%
3位	アメリカ 5.4%	イギリス 5.0%	イギリス 4.3%	カナダ 4.1%	カナダ 3.9%	イギリス 4.1%	イギリス 4.7%	イギリス 4.5%
4位	オーストラリア 5.4%	スウェーデン 4.9%	カナダ 4.2%	スウェーデン 4.0%	アメリカ 3.8%	カナダ 4.0%	ノルウェー 4.3%	イタリア 4.4%
5位	デンマーク 5.0%	アイルランド 4.8%	スウェーデン 4.1%	アイルランド 3.8%	アイルランド 3.3%	イタリア 3.3%	イタリア 4.1%	アイルランド 4.3%

出所) シティグループ

※上記は2008年9月末現在の主要投資対象国の中から、各時点においてシティグループ世界国債インデックスの各国インデックスの最終利回りが高い5カ国の国名および最終利回りを表示したものです。将来の運用成果等を予想および保証するものではありません。

3. 毎月の分配を目指します。

- 各月22日（年12回、休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則毎月分配を行うことを目指します。
- 配当等収益および売買益等の全額を分配原資とします。

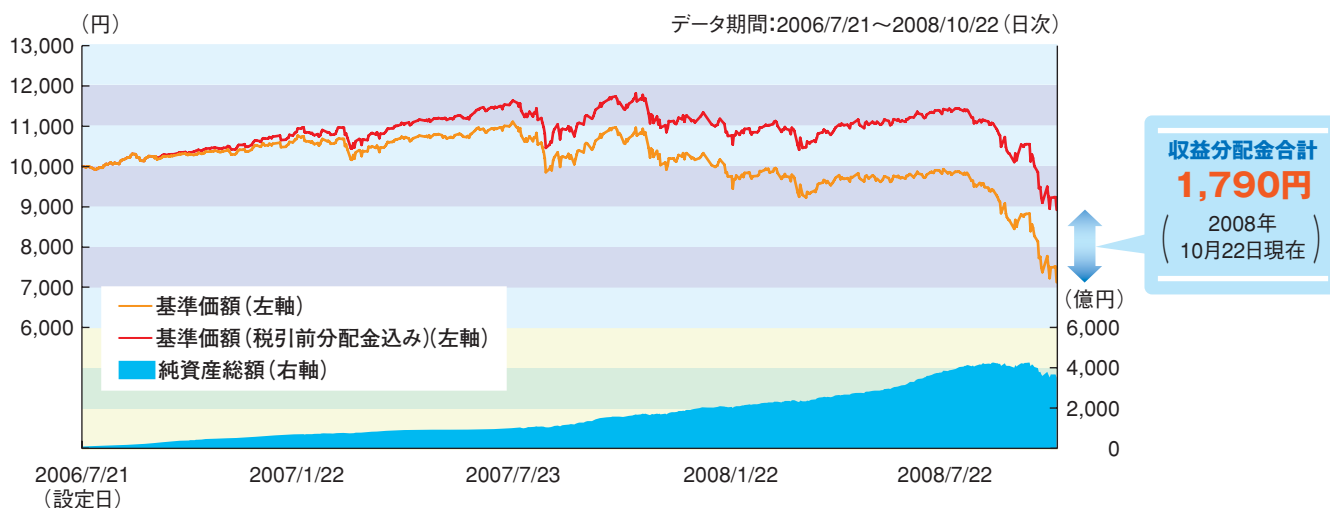
※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。

分配実績（1万口当たり、税引前）

	2006 9/22	10/23	11/22	12/22	2007 1/22	2/22	3/22	4/23	5/22	6/22	7/23	8/22	9/25
分配金（円）	40	40	45	45	50	60	60	60	60	70	80	80	80
基準価額（円）	10,175	10,288	10,373	10,522	10,724	10,681	10,476	10,693	10,723	10,913	10,980	9,908	10,417

	10/22	11/22	12/25	2008 1/22	2/22	3/24	4/22	5/22	6/23	7/22	8/22	9/22	10/22
分配金（円）	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	60
基準価額（円）	10,577	10,030	10,208	9,455	9,852	9,231	9,683	9,651	9,729	9,831	9,483	8,815	7,128

基準価額と純資産総額の推移



※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

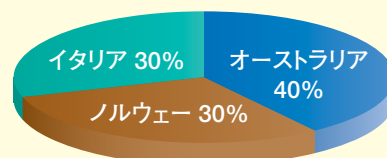
※ 収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります（個人受益者の場合）。

※ お申込みの際は2.1%（税込）を上限としたお申込手数料がかかります。

ご参考 国別組入比率（2008年9月末現在）

※ マザーファンドの組入債券評価額比です。

2008年9月末現在の状況であり、組入国、組入比率は随時見直しを行うため、変更されることがあります。直近の運用レポート等も併せてご参照ください。



ファンドが有する主なリスク

- 当ファンドは、主に外国の債券を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。当ファンドは組入対象国を3カ国程度に抑えた運用を行うため、各組入対象国の債券の変動がファンドの基準価額へ与える影響は、投資対象国の多いファンドに比べて大きくなります。

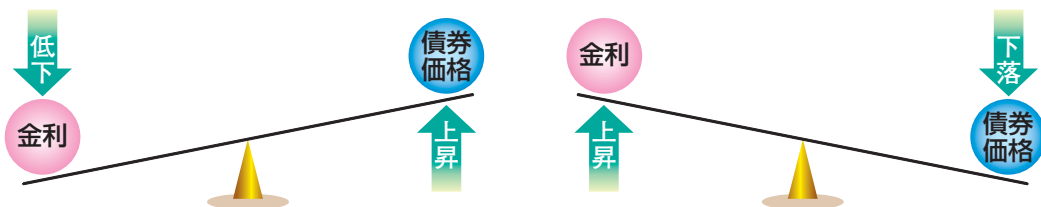
したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

- 当ファンドの運用成果（基準価額）に影響を与える主な要因（リスク）は以下のようなものですが、その他にも影響する要因があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

債券投資リスク

i) 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

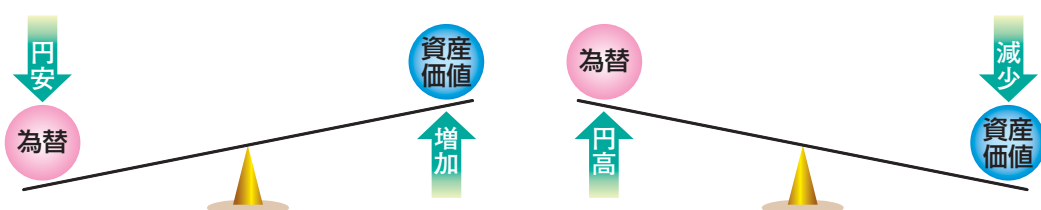


ii) 信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。



流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

お申込みメモ（足利銀行でお申込みの場合）

- 信託期間
無期限
ただし、信託約款に規定する事由が生じた場合には、途中で信託を終了することがあります。
- お申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額
- お申込単位・コース
① 分配金受取コース: 1万口以上1万口単位、1万円以上1円単位
② 分配金再投資コース: 1万円以上1円単位
- 収益分配
毎決算日（毎月22日、休業日の場合は翌営業日）に分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
※ 分配金再投資コースの場合は、分配金は税金を差し引いた後、決算日の翌営業日に無手数料で再投資されます。
- お申込・ご換金
原則として、毎営業日受付を行います。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行等の休業日と同日の場合は、受付を行いません。
原則として午後3時（半日立会日の場合は午前11時）までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
- 換金価額
換金請求受付日の翌営業日の基準価額
※ 換金代金はご請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
- 課税上の取扱（個人受益者の場合）
収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して、所得税および地方税がかかります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お客様にご負担いただく費用について（足利銀行でお申込みの場合）

お申込時に直接ご負担いただく費用

- お申込手数料
お申込金総額に応じて、お申込金額にそれぞれの料率を乗じた額とします。
1,000万円未満……………2.1%（税込）
1,000万円以上5,000万円未満…1.575%（税込）
5,000万円以上……………1.05%（税込）
※ お申込金総額＝お申込価額×お申込口数＋お申込手数料（税込）
お申込金額＝お申込価額×お申込口数

ご換金時に直接ご負担いただく費用

- 信託財産留保額
ありません。
- 換金手数料
ありません。

保有期間中に信託財産で間接的にご負担いただく費用

- 信託報酬（年率）
純資産総額に1.155%（税込）の率をかけて得た額とします。
- 監査費用（年率）
純資産総額に0.042%（税込）の率をかけて得た額を上限とします。
- その他費用
証券取引の手数料等、信託事務の諸費用、借入金の利息を間接的にご負担いただきます。当該費用の金額、その上限額および計算方法は、運用状況等により異なるため、事前に記載することはできません。

※ 手数料等の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

ご留意いただきたい事項

1. 投資信託は、保険契約や金融機関の預金ではなく、保険契約者保護機構、預金保険の対象とはなりません。証券会社以外の金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。
2. 取得のお申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずファンドの仕組みやリスク等の内容を十分に読みになり、ご自身でご判断ください。
3. 資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
4. 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
5. 当資料は、ニッセイアセットマネジメントによって作成された販売用資料です。

委託会社、その他関係法人

- 委託会社：ニッセイアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第369号、加入協会：（社）投資信託協会／（社）日本証券投資顧問業協会
信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
信託財産の保管・管理・計算等を行います。
- 取扱販売会社：株式会社足利銀行 他
目論見書のご提供、ファンドの募集の取扱い、解約に関する事務等を行います。

照会先

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

ご注意いただきたい事項

- この保険は、お申込日からその日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ（お申込みの撤回またはご契約の解除）をすることができます。
- ご契約にあたっては、被保険者の現在の職業などについて告知いただきます。告知いただいた内容にもとづいてご契約をお引受けするかどうかを決定します。
なお、ご契約時に告知いただいた内容が事実と異なっていた場合には、告知義務違反としてご契約を解除させていただくことがあります。
- この保険は、契約者貸付のお取扱いはできません。 ●この保険は、配当の分配のない仕組みの保険です。

ご契約の際には「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はご契約についての大切な事項、必要な知識などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

〈「ご契約のしおり・約款」の記載事項の例〉

- クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・ご契約の解除）について ●告知義務について ●責任開始期と契約日について
 - 給付金を支払わない場合について ●特別勘定の仕組みについて ●保険関係費用などの諸費用について ●解約と減額について
- くわしくは、この保険の販売資格を持った募集代理店の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

変額個人年金保険の販売資格について

- 変額個人年金保険の販売資格は、（社）生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し（社）生命保険協会において変額保険販売資格が登録された生命保険募集人のみが有し、その生命保険募集人のみが変額個人年金保険の取扱いを行うことができます。生命保険募集人の権限などの確認を希望される場合は、下記照会先までご連絡ください。

照会先 T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
☎0120-302-572 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

T&Dフィナンシャル生命は生命保険契約者保護機構に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金額・給付金額などが削減されることがあります。T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても年金額・給付金額などが削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

お問い合わせ先：生命保険契約者保護機構／TEL 03-3286-2820／ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

募集代理店からのご説明事項

- この保険はT&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする保険商品です。このため預金とは異なります。元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、当募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- この保険のご提案をする際、当募集代理店とお客さまの取引に関する情報（預金・為替取引・融資などの情報）について、お客さまの同意を得たうえで、必要な範囲において利用する場合があります。また、ご契約をいただいた場合、お客さまの同意を得たうえで、ご契約内容、申込書記載事項、その他知り得た情報を必要な範囲において銀行業務に利用する場合があります。

〔募集代理店〕

株式会社足利銀行
〒320-8610 栃木県宇都宮市桜4-1-25
TEL.028-622-0111（大代表）

足利興業株式会社
〒320-0043 栃木県宇都宮市桜1-1-5
TEL.028-633-7295

〔引受保険会社〕

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0022 東京都港区海岸1-2-3

〔お客様サービスセンター〕 ☎0120-302-572

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

〔ホームページ〕 <http://www.tdf-life.co.jp>



「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。
本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。



T&Dフィナンシャル投資型年金

Five
ファイブ テン *ten*

無配当変額個人年金保険（年金原資保証・Ⅳ型）

〔引受保険会社〕



仕組図(イメージ図)

⚠️ 投資リスクについて

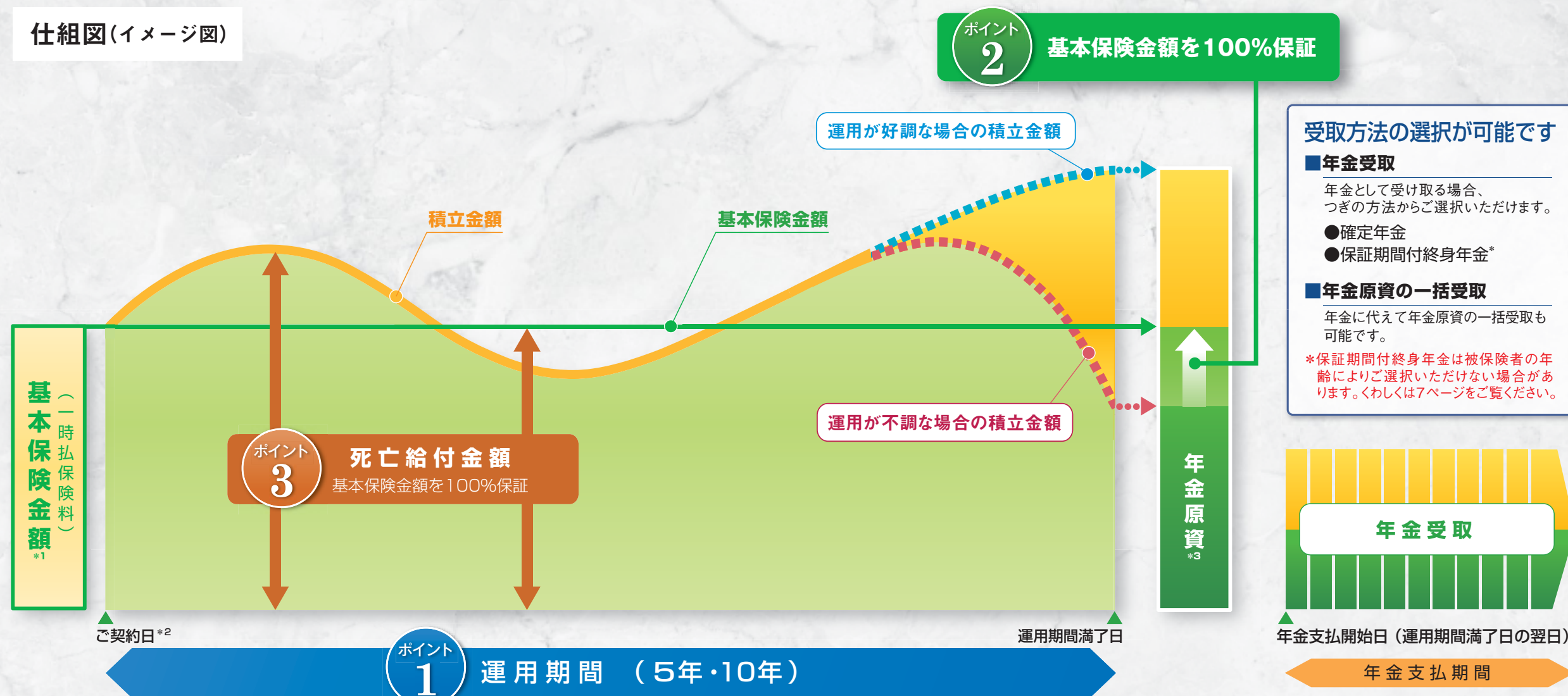
この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、死亡給付金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。特別勘定の資産運用は主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行われ、各投資信託は指標に連動する投資成果を目指します。各指標は株価や債券価格などによって変動するため、投資信託の基準価額および特別勘定の運用実績は変動します。そのため、**解約払戻金額などはお払込みいただいた保険料を下回る場合があります。**

各指標について、くわしくは3ページをご覧ください。

⚠️ ご負担いただく諸費用について

この保険に係る費用の合計は、「運用期間中の費用(保険関係費用、運用に関する費用)」「運用期間満了日後の費用(保険関係費用(年金管理費))」の合計となります。また、T&Dフィナンシャル生命所定の期間内に解約または減額されたお客さまには「解約控除」をご負担いただきます。

諸費用について、くわしくは8ページをご覧ください。



*1 ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額になります。

*2 ご契約日は、T&Dフィナンシャル生命が一時払保険料を受け取った日または告知日のいずれか遅い日となります。

*3 年金原資とは、年金支払開始時における将来の年金をお支払いするために必要なお金のことをいいます。

※一時払保険料は、お申込日からその日を含めて8日目(その日が営業日でない場合は翌営業日)末に特別勘定へ投入されます。

ただし、ご契約日または承諾日がお申込日からその日を含めて8日目以降となる場合は、そのいずれか遅い日末または翌営業日末に特別勘定へ投入されます。

※上図はイメージ図であり、減額などがあった場合を想定しておりません。また将来の死亡給付金額、積立金額などを保証するものではありません。

ポイント 1 運用期間は最短5年

- 運用期間は2つの運用コース(5年・10年運用コース)からご選択いただけます。
- 運用期間中は、各運用コースごとに設定されたバランス型の投資信託に投資をする特別勘定(ファンド)で運用を行います。

5年運用コース

世界バランス20型

10年運用コース

世界バランス40型

⚠️ ご契約後、運用コースを変更することはできません。

くわしくは3ページをご覧ください。>>>

ポイント 2 年金原資は基本保険金額(一時払保険料)を最低保証

- 特別勘定の運用実績にかかわらず、運用期間満了時の年金原資は基本保険金額(一時払保険料)が100%保証されます。
- 年金原資は運用期間満了日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額となります。

100%年金原資保証

一括受取でも100%保証

⚠️ 一時払保険料相当額の年金原資が最低保証されるためには、減額されずに運用期間満了時までご契約を継続する必要があります。

くわしくは5ページをご覧ください。>>>

ポイント 3 死亡給付金額は基本保険金額(一時払保険料)を最低保証

- 特別勘定の運用実績にかかわらず、運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡給付金額は基本保険金額(一時払保険料)が100%保証されます。
- 死亡給付金額は被保険者がお亡くなりになった日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額となります。

100%死亡給付金額保証

⚠️ 死亡給付金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

くわしくは6ページをご覧ください。>>>

その他のお取扱い

■ 新遺族年金支払特約

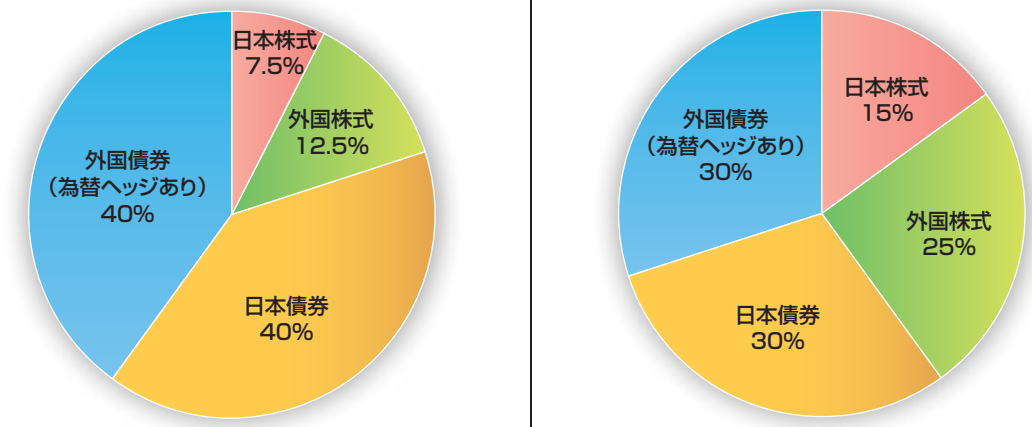
- 新遺族年金支払特約を締結することにより、死亡給付金の全部または一部を一時金に代えて、年金で受け取ることができます。くわしくは6ページをご覧ください。

⚠️ 毎年の年金のお支払いにあたっては、年金の支払管理などに必要な費用として年金額の1.0%を保険関係費用(年金管理費)としてご負担いただきます。

特別勘定(ファンド)について

運用期間は最短5年となります。

- ご契約時に5年運用コース(運用期間:5年)または10年運用コース(運用期間:10年)のいずれかをご選択いただけます。
- 運用期間中は各運用コースごとに設定されたバランス型の投資信託に投資をする特別勘定(ファンド)で運用を行います。
- ご契約後、運用コースを変更することはできません。
- 積立金の移転(スイッチング)をすることはできません。

運用コース(運用期間)	5年運用コース(運用期間:5年)	10年運用コース(運用期間:10年)
特別勘定名	世界バランス20型(817)	世界バランス40型(818)
主な投資対象(投資信託)	世界バランス20VA(適格機関投資家専用)	世界バランス40VA(適格機関投資家専用)
投資信託の運用方針	日本株式、外国株式、日本債券および外国債券(為替ヘッジあり)に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。原則として、外国株式は為替ヘッジを行わず、外国債券は為替ヘッジを行います。	
投資信託の基準組入比率		
各資産の指標(ベンチマーク)	日本株式：日経平均株価(225種・東証) 外国株式：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース) 日本債券：NOMURA-BPI 国債短期(1-3年) 外国債券(為替ヘッジあり)：シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)1-3年	
主な投資リスク	価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなど	
運用に関する費用	年率0.14154%(税抜0.1348%)程度	
運用会社	T&Dアセットマネジメント株式会社	

▲運用に関する費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。

※上記の特別勘定(ファンド)のリスクは「特別勘定のしおり」より抜粋したものです。各特別勘定(ファンド)について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

特別勘定(ファンド)の主な投資リスクについて

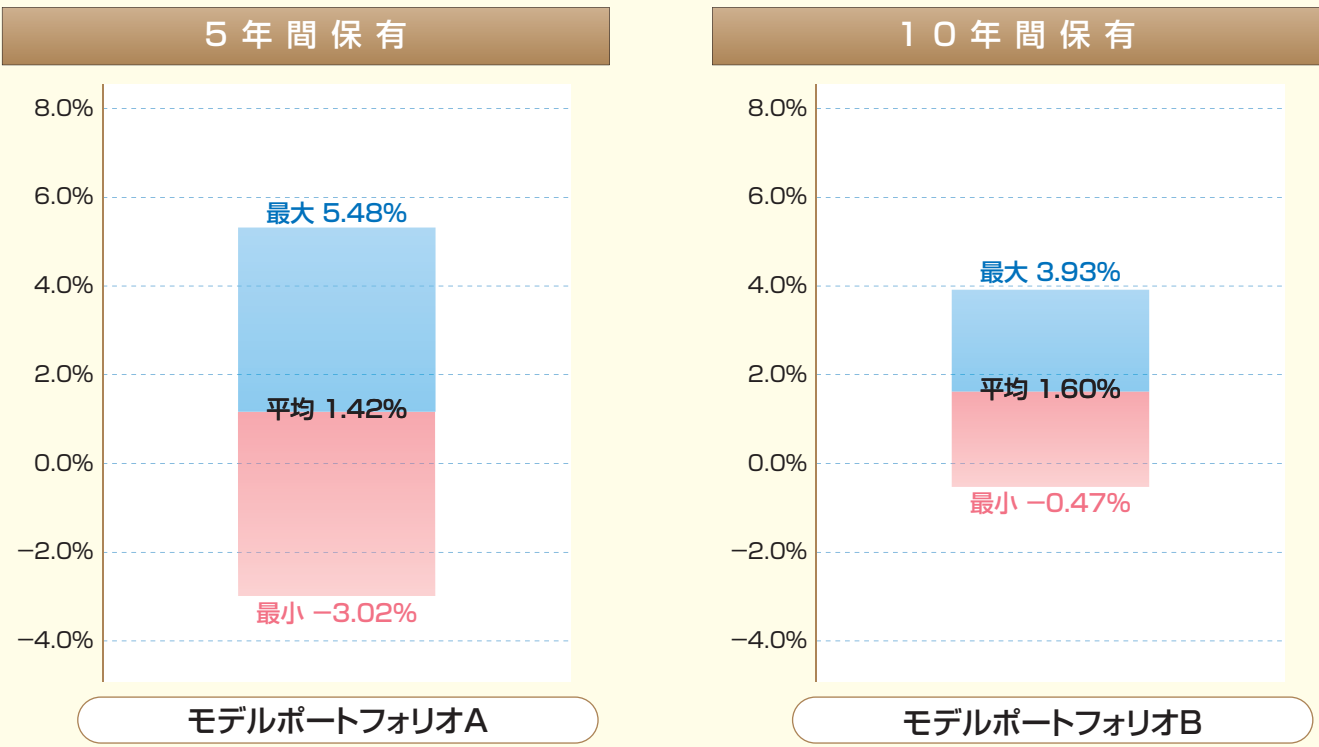
価格変動リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、市場価格の変動により資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、金利の変動により資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外貨建資産に対して投資を行う特別勘定では、外国為替相場の変動により資産価値が減少することがあります。
信用リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、発行体の経営・財務状況の悪化により資産価値が減少することがあります。

特別勘定(ファンド)による運用について

- 「ファイブテン」は、主に投資信託に投資し、その運用実績をもとに年金額、死亡給付金額、解約払戻金額などが変動(増減)します。
- 特別勘定(ファンド)は、投資信託を利用して運用する部分と、保険契約の異動などに備える部分から構成されています。したがって、投資信託の運用実績と特別勘定資産の運用実績とは必ずしも一致するものではありません。
- 各特別勘定(ファンド)の投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。
- 無配当変額個人年金保険(年金原資保証・Ⅳ型)では各運用コースごとに特別勘定が設定されており、当募集代理店で取扱う特別勘定は上記に記載のものに限定されます。また、各運用コースごとに設定されている特別勘定は販売する募集代理店により、異なる場合があります。
- ▲特別勘定(ファンド)の資産運用には、株価の下落や為替の変動などによる投資リスク(価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなど)があります。「ファイブテン」では、資産運用の実績が直接、年金額、死亡給付金額、解約払戻金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクはともにご契約者に帰属することになります。

【ご参考】モデルポートフォリオ(各資産の指標(ベンチマーク)の組み合わせ)の収益率の試算【最大・最小・平均】

下のグラフは「ファイブテン」の各特別勘定(ファンド)の主な投資対象である投資信託と同じ基準組入比率で各資産の指標(ベンチマーク)をそれぞれ5年間・10年間保有したと仮定した場合のモデルポートフォリオA・Bの収益率【最大・最小・平均】(年率:複利)をグラフ化したものです。



- ・上記のグラフの各データはモデルポートフォリオA・Bの基準組入比率および各資産の指標(ベンチマーク)を利用して、1984年12月から2007年12月までの期間において投資し、毎月末に基準組入比率に戻す前提で、5年間または10年間保有したと仮定して計算したものです。
- ・当グラフの作成にあたっては保険関係費用(5年運用コース:年率2.10%、10年運用コース:年率2.62%)および運用に関する費用(年率0.14154%)を月割で控除し、複利で計算しています。
- ・計算は月単位(5年間であれば1984年12月~1989年12月、1985年1月~1990年1月...2002年12月~2007年12月)で区切っています。

各モデルポートフォリオの基準組入比率

モデルポートフォリオA【日本株式7.5%・外国株式12.5%・日本債券40%・外国債券(為替ヘッジあり)40%】
モデルポートフォリオB【日本株式15%・外国株式25%・日本債券30%・外国債券(為替ヘッジあり)30%】

各資産の指標(ベンチマーク)〈出所〉①②④:Bloomberg ③:野村證券株式会社

- ①日本株式：日経平均株価(225種・東証)
- ②外国株式：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- ③日本債券：NOMURA-BPI国債短期(1-3年)
- ④外国債券(為替ヘッジあり)：シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)1-3年

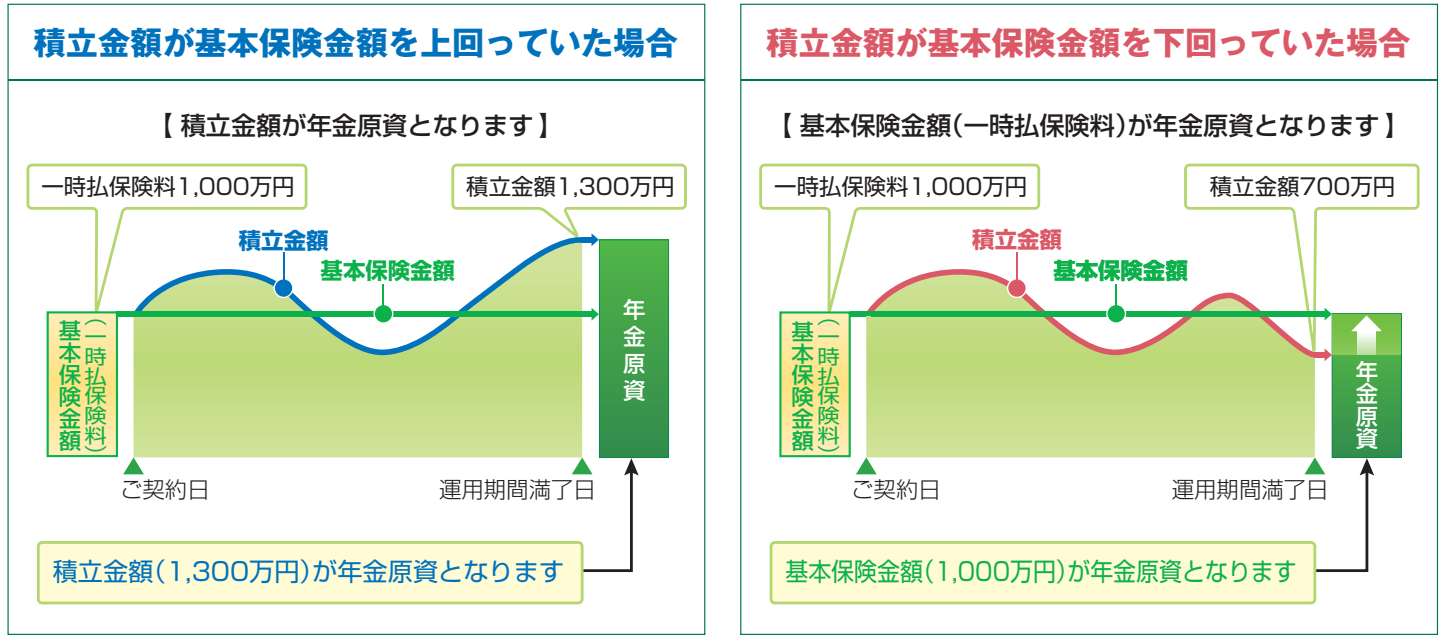
- ※「日経平均株価」とは、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価指数で、日本経済新聞社により算出、発表されます。日経平均株価に関する知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ※「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCI(モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル)が公表しているインデックスで、日本を除く世界の株式の動きを捉える指数として用いられています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに属しており、また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ※「NOMURA-BPI国債短期(1-3年)」とは、わが国の残存期間1年以上3年未満の国債で構成されている投資収益指数で、その知的財産権は野村證券に帰属します。野村證券は、このインデックスまたはこれに含まれるデータの正確性および完全性について保証するものではありません。
- ※「シティグループ世界国債インデックス1-3年」とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスである「シティグループ世界国債インデックス」のうち、残存期間1年以上3年未満の国債により構成されているインデックスです。

上記グラフは「ファイブテン」の各特別勘定の主な投資対象となる投資信託が、その投資成果の連動を目指す各資産のベンチマークを組み合わせたと仮定した場合(モデルポートフォリオA・B)の収益率(最大・最小・平均)をシミュレーションしたものです。したがって、上記のモデルポートフォリオA・Bの収益率(最大・最小・平均)はあくまでも仮定のものであり、「ファイブテン」の実際の特別勘定とは異なり、特別勘定の運用成果や実績を示すものではありません。また、将来においても同様の仮定の数値を示すことを保証または示唆するものではありません。

年金原資保証について

年金原資は基本保険金額（一時払保険料）が最低保証されます。

- 運用期間満了日の積立金額が基本保険金額を下回っていても、基本保険金額が年金原資として最低保証されます。
- 年金原資は運用期間満了日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額となります。
- 運用期間中に積立金額を減額した場合は、減額した積立金額の減額前積立金額に対する割合と同じ割合で基本保険金額も減額されます。この場合、基本保険金額が減額された分、年金原資の最低保証額も減額されます。



年金原資の一括受取 年金でのお受け取りに代えて、年金原資の一括受取をご選択された場合についても、基本保険金額が100%保証されます。

※年金の受取方法および一括受取について、くわしくは7ページをご覧ください。

▲毎年の年金のお支払いにあたっては、年金の支払管理などに必要な費用として年金額の1.0%を保険関係費用(年金管理費)としてご負担いただきます。諸費用について、くわしくは8ページをご覧ください。

【ご参考】年金額例表 [モデル例:年金原資1,000万円]

■確定年金の場合							
(万円未満切り捨て表示)							
年金支払期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年	36年
年金額	約201万円	約103万円	約70万円	約54万円	約44万円	約37万円	約32万円

■保証期間付終身年金の場合								
(万円未満切り捨て表示)								
保証期間		5年		10年		15年		20年
被保険者の性別		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
年金支払開始年齢(被保険者の年齢)に応じた年金額	40歳	約 27万円	約24万円	約27万円	約24万円	約27万円	約24万円	約27万円
	50歳	約 33万円	約28万円	約33万円	約28万円	約32万円	約28万円	約32万円
	60歳	約 42万円	約34万円	約41万円	約34万円	約40万円	約34万円	約39万円
	70歳	約 56万円	約44万円	約55万円	約44万円	約51万円	約43万円	約47万円
	80歳	約 83万円	約65万円	約74万円	約62万円	約63万円	約57万円	約52万円
	85歳	約102万円	約81万円	約85万円	約73万円	約67万円	約63万円	約53万円

※例表の数値は仮定であり、商品の内容・特性をご理解いただくために記載しています。将来のお支払金額をお約束するものではありませんので、ご注意ください。実際の年金額は、特別勘定の運用実績に応じて変動(増減)します。

※例示の年金額は、平成20年6月現在の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づき算出しております。実際の年金額は、年金原資(運用期間満了日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額)および年金支払開始日における基礎率などに基づき計算されます。したがって、経済情勢や平均寿命の変化などにより、基礎率などが変更となった場合には例示の年金額を大きく下回る場合があります。

※運用期間満了日後の保険関係費用(年金管理費)として、年金額に対して1.0%を毎年の年金支払日に控除して計算しております。

死亡保障について

死亡給付金額は基本保険金額（一時払保険料）が最低保証されます。

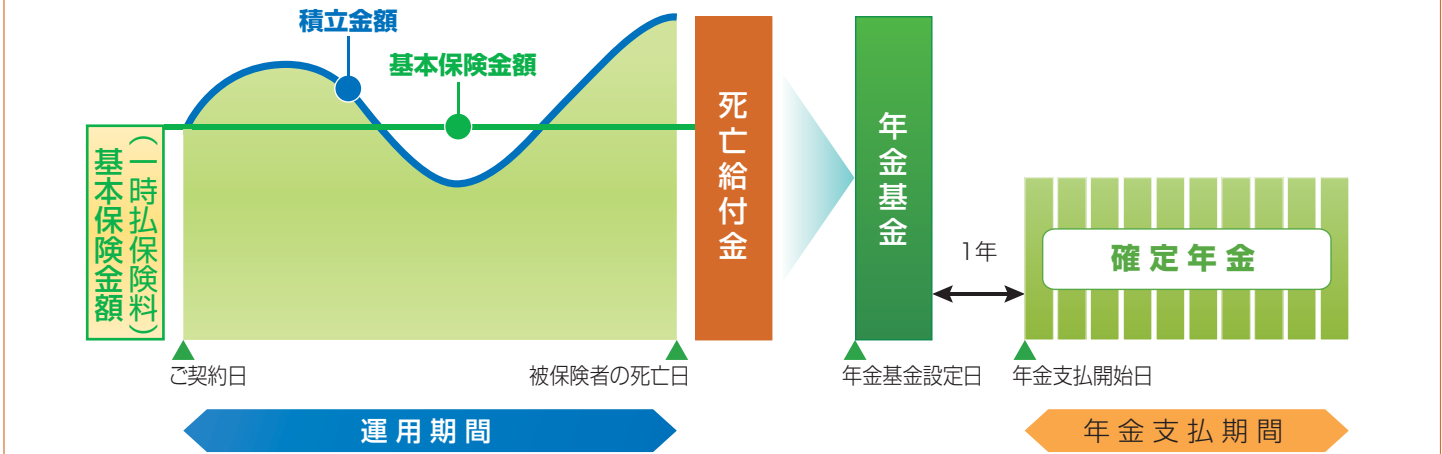
- 運用期間中に被保険者がお亡くなりになった日の積立金額が基本保険金額を下回っていても、基本保険金額が死亡給付金額として最低保証されます。
 - 死亡給付金額は被保険者がお亡くなりになった日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額となります。
 - 運用期間中に積立金額を減額した場合は、減額した積立金額の減額前積立金額に対する割合と同じ割合で基本保険金額も減額されます。この場合、基本保険金額が減額された分、死亡給付金の最低保証額も減額されます。
- ▲死亡給付金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

新遺族年金支払特約

死亡給付金は「年金」でもお受け取りいただけます。

新遺族年金支払特約を締結すると、死亡給付金の全部または一部を一時金に代えて年金で受け取ることができます。

■死亡給付金を年金で受け取る場合



- 被保険者がお亡くなりになった日(被保険者がお亡くなりになった後にこの特約を締結した場合は締結日)を年金基金設定日として死亡給付金の全部または一部を年金基金に充当します。なお、年金基金設定日から1年後の応当日(この間、一般勘定でT&Dフィナンシャル生命が定める率で運用します)が年金支払開始日となります。
- 年金種類は確定年金となります。年金支払期間は特約を締結する際に、5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年の中からご選択いただけます。
- 年金支払期間中に遺族年金受取人がお亡くなりになった場合、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を一時金でお支払いします。年金支払開始日前にお亡くなりになった場合は、年金基金の価額を一時金でお支払いします。
- 年金額が3,000万円を超える場合は、その超える部分を年金基金に充当せず、一時金でお支払いいたします。また、年金額が10万円に満たない場合も、一時金でお支払いいたします。
- この特約は、年金の分割支払のお取扱いはありません。

▲毎年の年金のお支払いにあたっては、年金の支払管理などに必要な費用として年金額の1.0%を保険関係費用(年金管理費)としてご負担いただきます。諸費用について、くわしくは8ページをご覧ください。

受取方法について

ご契約時にご選択いただける年金種類は確定年金と保証期間付終身年金となります。
また、年金支払開始日に年金受取に代えて、年金原資の一括受取もご選択いただけます。

- 保証期間付終身年金は生涯にわたり年金をお受け取りいただくことを前提に年金額を算出するため、保証期間と同じ支払期間の確定年金よりも年金額が少なくなります。

確定年金

【年金支払期間】 5年 10年 15年 20年 25年 30年 36年



- あらかじめ定めた期間、一定の金額の年金をお受け取りいただけます。
- 年金支払期間中に年金でのお受け取りに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を一括でお受け取りいただけます。
- 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 被保険者の年金支払開始年齢は5年運用コースの場合は25歳～85歳、10年運用コースの場合は30歳～85歳となります（ただし、年金支払期間満了日の翌日の被保険者の年齢が105歳以下であることを要します）。

保証期間付終身年金

【保証期間】 5年 10年 15年 20年



- 被保険者が生存されている限り年金をお受け取りいただけます。
 - 保証期間中に年金でのお受け取りに代えて、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を一括でお受け取りいただけます。保証期間終了後、被保険者が生存の場合、年金を継続してお受け取りいただけます。
 - 保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額をお支払いします。
 - 被保険者の年金支払開始年齢は40歳～85歳となります。
- ⚠被保険者がお亡くなりになった時期によっては、年金支払総額が年金原資を下回る可能性があります。

年金原資の一括受取



- 年金支払開始日に年金でのお受け取りに代えて、年金原資を一括でお受け取りいただけます。

一括受取でも年金原資は基本保険金額を最低保証

※運用期間中に、保証期間付終身年金をご選択されているお客さまが、年金原資の一括受取をお申出される場合、年金の種類を確定年金に変更いただいたうえ、年金支払開始日に年金原資を一括でお支払いします。

■年金の分割支払について

年金支払期間中、年金額を分割（等分）してお受け取りいただくことができます。

- 年金の分割支払方法は、2分割、4分割、6分割および12分割からご選択いただけます。
- 6分割をご選択された場合、支払日を1ヵ月据え置くことにより、「偶数月」から「奇数月」または「奇数月」から「偶数月」に任意に変更することができます（据置期間中はT&Dフィナンシャル生命が定める利率が適用されます）。
- 分割（等分）してお支払いする金額が10万円に満たない場合、年金の分割支払のお取扱いはできません。
- 分割支払から年1回の支払方法への変更および分割支払方法の変更ができます。ただし、変更後の支払方法は翌保険年度からの適用となります。

■後継年金受取人制度について

年金支払期間中に年金受取人がお亡くなりになった場合、ご遺族の方（後継年金受取人）に年金を引き継ぐことができます。

- ご契約者は、年金受取人がお亡くなりになった場合に、引き続きその年金を受け取る権利を継承すべき者（年金受取人の配偶者または2親等内の血族）を後継年金受取人として指定できます。

年金のお支払いについて

- 将来お受け取りになる年金額は、年金原資（運用期間満了日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額）および年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づき計算されるため、ご契約時には定まっておりません。
 - 年金原資などに基づき計算された年金額が10万円に満たないときは、年金のお支払いを行わず、運用期間満了日の積立金額または基本保険金額のうちいずれか大きい金額を一時金としてお支払いし、ご契約は消滅します。
 - この保険の年金額の上限は3,000万円とします。3,000万円を超える場合は年金額を3,000万円とし、3,000万円を超える部分を将来の年金支払いに代えて、第1回年金支払時に一時金としてお支払いいたします。また、T&Dフィナンシャル生命の他の生命保険に加入されている場合は、他の保険の第1回年金額の総額と、この保険の第1回年金額との合計額の上限を3,000万円として、この保険の年金を支払うものとし、上記合計額が3,000万円を超える場合は、この保険の年金額を他の保険の第1回年金額の総額と3,000万円との差額とします。
- ⚠毎年の年金のお支払いにあたっては、年金の支払管理などに必要な費用として年金額の1.0%を保険関係費用（年金管理費）としてご負担いただきます。諸費用について、くわしくは8ページをご覧ください。

諸費用について

この保険に係る費用の合計は、「運用期間中の費用（保険関係費用、運用に関する費用）」「運用期間満了日後の費用（保険関係費用（年金管理費）」の合計となります。また、T&Dフィナンシャル生命所定の期間内に解約または減額されたお客さまには「解約控除」をご負担いただきます。

■運用期間中

項目	内容	費用
保険関係費用	保険契約の締結および維持などに必要な費用（死亡給付金額および年金原資を最低保証するための費用を含みます）	【 5年運用コース】積立金額に対して年率 2.10% 【10年運用コース】積立金額に対して年率 2.62% （運用コースごとに定められた年率/365を毎日控除します）
運用に関する費用	特別勘定の運用に必要な費用	主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、 年率 0.14154% （税抜 0.1348% ）程度 （年率0.14154%（税抜0.1348%）程度/365を毎日控除します）

※運用に関する費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。

※運用に関する費用は平成20年6月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

■運用期間満了日後

項目	内容	費用
保険関係費用（年金管理費）	年金の支払管理などに必要な費用	年金額に対して 1.0% （年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に控除します）

※保険関係費用（年金管理費）は、平成20年6月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

■解約または減額時

項目	内容	費用
解約控除	解約または減額するときに必要な費用	解約・減額に相当する積立金額に対して、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額

【解約控除率】

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
5年運用コース	2.7%	1.9%	1.1%	0.3%	0%	—	—	—
10年運用コース	4.8%	4.0%	3.3%	2.5%	1.8%	1.1%	0.3%	0%

解約・減額について

運用期間中に、急に資金が必要になったときなどは、解約または積立金額の減額により、積立金の全部または一部を解約払戻金としてお受け取りいただくことができます。

- ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
 - 積立金額を減額される場合は、減額した積立金額の減額前積立金額に対する割合と同じ割合で基本保険金額が減額されます（減額後の基本保険金額は100円未満を四捨五入します）。
 - 解約のご請求を受け付けた日が特別勘定への投入日前の場合には、一時払保険料と同額（基本保険金額相当額）の解約払戻金をお支払いします。
- ⚠この保険の解約払戻金額は最低保証されませんので、特別勘定の運用実績によっては、一時払保険料を下回ることがあります。

〔解約控除について〕

ご契約日から、5年運用コースの場合は4年未満、10年運用コースの場合は7年未満で解約・減額される場合は、解約控除額が解約日の積立金額（減額日の減額する積立金額）から控除されます。解約控除額は解約日の積立金額（減額日の減額する積立金額）に対して、ご契約日からの経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額となります。

【ご参考】積立金額／解約払戻金額例表

■5年運用コースの場合

契約日からの経過年数	仮定① 運用実績 年率—3.0%の場合		仮定② 運用実績 年率0.0%の場合		仮定③ 運用実績 年率3.0%の場合	
	積立金額	解約払戻金額	積立金額	解約払戻金額	積立金額	解約払戻金額
1年	約970万円	約943万円	1,000万円	973万円	約1,030万円	約1,002万円
2年	約940万円	約923万円	1,000万円	981万円	約1,060万円	約1,040万円
3年	約912万円	約902万円	1,000万円	989万円	約1,092万円	約1,080万円
4年	約885万円	約882万円	1,000万円	997万円	約1,125万円	約1,122万円
5年	約858万円		1,000万円		約1,159万円	

※例表の数値は仮定であり、商品の内容・特性をご理解いただくために記載しています。将来のお支払金額をお約束するものではありませんので、ご注意ください。実際の積立金額・解約払戻金額などは、特別勘定の運用実績に応じて変動（増減）します。

※例表の数値は、年単位の契約応当日の前日を基準日として、特別勘定の運用実績が年金支払開始日の前日まで一定で推移したものと仮定して計算しています。また、減額があった場合を想定しておりません。

※例示の運用実績（仮定①～③）は、保険関係費用および運用に関する費用を控除した後の数値です。また上限・下限を示すものではありませんので、特別勘定の運用実績により、年率—3.0%を下回る場合もあります。実際の運用実績は、年1回ご契約者にお知らせします。

※例示の解約払戻金額は解約控除額を差し引いて計算しています。

税金のお取り扱いについて

お払込保険料

ご契約時にお払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となり、所得税と住民税が軽減されます。

※個人年金保険料控除の対象とはなりません。

解約払戻金

解約払戻金とお払込保険料の差額(解約差益)は下記のお取り扱いになります。

年金の種類	ご契約後5年以内の解約の場合	ご契約後5年超での解約の場合
確定年金	源泉分離課税(税率20%:所得税15%+住民税5%)	所得税(一時所得)+住民税
保証期間付終身年金	所得税(一時所得)+住民税	

〈一時所得金額の計算方法〉	解約払戻金	－	払込保険料総額	－	特別控除(50万円)
総所得金額を計算する際には、一時所得金額の1/2が他の所得と合算されます(当年中に、一時所得に分類される金額が他にない場合)。					

死亡給付金

ご契約形態や受取方法により、下記のお取り扱いになります。

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	一時金でのお受け取りの場合	年金でのお受け取りの場合(新遺族年金支払特約を締結した場合)	
			被保険者がお亡くなりになった時	被保険者がお亡くなりになった時	毎年の年金のお受け取り時
本人	本人	配偶者	相続税*1	相続税*2	所得税(雑所得*5)+住民税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税	――*3	所得税(雑所得*5)+住民税
本人	配偶者	子	贈与税	贈与税*4	所得税(雑所得*5)+住民税

*1 相続税法第12条の適用により、所定の金額まで非課税となります。

*2 相続税法第24条により年金受給権評価額に対して課税されます(年金受給権評価額に対して、相続税法第12条が適用されます)。ただし、被保険者がお亡くなりになった後に新遺族年金支払特約を締結した場合は、一時金でお受け取りの場合に準じて相続税が課税されます。

*3 被保険者がお亡くなりになった後に新遺族年金支払特約を締結した場合は、一時金でのお受け取りの場合に準じて所得税(一時所得)及び住民税が課税されます。

*4 相続税法第24条により年金受給権評価額に対して課税されます。ただし、被保険者がお亡くなりになった後に新遺族年金支払特約を締結した場合は、一時金でお受け取りの場合に準じて贈与税が課税されます。

*5 雑所得=その年に受け取る年金額－必要経費

年金

ご契約者が年金受取人の場合、下記のお取り扱いになります。

年金の種類	毎年の年金のお受け取り時	年金支払開始日に年金原資を一括受取する場合		年金支払期間(保証期間)の残存期間に対する年金の現価を一括受取する場合
		ご契約後5年以内	ご契約後5年超	
確定年金	所得税(雑所得*1)+住民税	一括受取の金額と払込保険料の差益が20%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税	所得税(一時所得)+住民税*2
保証期間付終身年金				所得税(雑所得*1)+住民税

*1 雑所得=その年に受け取る年金額－必要経費

*2 ご契約後5年以内の年金支払開始日に一括受取をする場合、一括受取の金額と払込保険料の差益が20%源泉分離課税の対象となります。

※ご契約者が年金受取人でない場合は、年金受取人に対して年金支払開始時に相続税法上の年金受給権評価額に対して贈与税が課税されます。

◆「生命保険金の非課税枠」と「年金受給権の権利の評価」について

《生命保険金の非課税枠について》[相続税法第12条]

死亡給付金受取人が相続人の場合、
他の生命保険金と合算して、
「500万円×法定相続人数」まで
非課税となります。

例えば、死亡給付金が5,000万円で
法定相続人が4人（配偶者および子3人）の場合
5,000万円－2,000万円＝3,000万円
死亡給付金 500万円×4人 課税対象

《年金受給権の権利の評価について》[相続税法第24条]

評価方法は年金種類に応じて、それぞれつぎのとおりとなります。

●確定年金の評価
評価額＝残存期間の年金の総額×評価の割合

残存期間	5年以下	5年超 10年以下	10年超 15年以下	15年超 25年以下	25年超 35年以下	35年超
評価の割合	70/100	60/100	50/100	40/100	30/100	20/100

●終身年金の評価
評価額＝1年間に受け取る年金額×被保険者の年齢に応じた評価の倍数

年齢	25歳以下	25歳超 40歳以下	40歳超 50歳以下	50歳超 60歳以下	60歳超 70歳以下	70歳超
評価の倍数	11倍	8倍	6倍	4倍	2倍	1倍

※保証期間付終身年金の場合は、保証期間を確定年金期間として算出した金額と終身年金として算出した金額のいずれか高い金額が評価額となります。

お申込みについて

運用コース*1(運用期間)		5年運用コース(運用期間:5年)	10年運用コース(運用期間:10年)
被保険者のご契約時の年齢		20歳～80歳(満年齢)	20歳～75歳(満年齢)
年金受取人		ご契約者または被保険者	
基本保険金額		250万円以上、5億円以下(1,000円単位)*2	
保険料払込方法		一時払	
年金支払期間(保証期間)	確定年金	年金支払期間 5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年	
	保証期間付終身年金	保証期間 5年・10年・15年・20年	
年金支払開始年齢	確定年金	25歳～85歳(満年齢)	30歳～85歳(満年齢)
	保証期間付終身年金	40歳～85歳(満年齢)	
確定年金の年金支払期間満了日の翌日の被保険者の年齢		105歳以下(満年齢)	

*1 ご契約後の運用コースの変更、増額のお取り扱いはできません。

*2 同一の被保険者について、同一の変額個人年金保険の基本保険金額を通算して5億円を超えることはできません。また、この保険およびT&Dフィナンシャル生命の複数の変額個人年金保険契約がある場合、それぞれの基本保険金額を通算して8億円を超えることはできません。

アフターサービスについて

電話による情報提供とサービス

T&Dフィナンシャル生命「ファイブテン」お客様サービスセンター	
 0120-302-572	
受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)	
[サービス内容]	
■ご契約内容や住所のご変更などの受付	■給付金のご請求受付
■運用状況のご照会受付	■ご契約内容に関するご質問、お問い合わせの受付

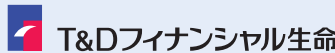
インターネットによる情報提供とサービス

T&Dフィナンシャル生命ホームページ	
 http://www.tdf-life.co.jp	
[サービス内容]	
■運用状況や運用レポート	■契約内容照会
■各種変更手続き	

郵送による情報提供とサービス

 [サービス内容]	
■ご契約内容に関するお知らせ(1年ごと)	■事業年度末の状況に関するお知らせ(事業年度末)

引受保険会社(T&Dフィナンシャル生命)の概要



T&Dフィナンシャル生命は、銀行・証券会社などの金融機関を募集代理店とする銀行等窓販専門会社であり、銀行等窓販ビジネスに特化した販売を推進しております。
今後はさらに将来にわたって、規制緩和などの変化に対応し積極的な事業展開を行うことによって、お客さまのニーズにお応えしていきます。

税制については、平成20年6月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。
個別の税務など詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。